

情報連携に係る情報提供等記録の不開示申出書

下記事務手続における、情報連携に関する情報提供等記録等については、不開示とするよう申し出ます。

併せて、当該手続により他の地方公共団体へ情報提供を行うこととなる特定個人情報についても不開示とするよう申し出ます。

記

事務名	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務			県記入欄	
手続名	上記事務に関する諸手続				
対象者 (太枠内のみ記入)	氏名	生年月日	続柄	国事務連絡2-②対象者	
不開示とする理由 (記載例) DV被害を受けている。					
特定個人情報管理番号					
以下に該当する場合は、□欄に☑を入れてください。【国事務連絡2-②対象】					
☐ 加害者等が加害者以外のマイナンバーカードを所有している					
☐ 加害者等が加害者以外のマイナポータルの代理権を設定している					
※ 不開示とした場合、あなた自身も「やりとり記録等」を確認することはできなくなります。					
※ マイナンバーカードの無効化等を行い、自身の情報ややりとり記録を確認できるようにしたい場合(不開示設定の解除)は、速やかに連絡してください。					
※ 申出内容に虚偽の内容があることが判明した場合、不開示措置を取り止める場合があります。					

鹿児島県知事 殿

申出日： 年 月 日
(和暦で記入)

申出者署名：

マイナンバー制度における情報連携の「やりとり記録」について

- 平成29年7月18日から、地方公共団体は、マイナンバー法に定められた範囲で、国や他の地方公共団体等が持つあなたの情報（住民票関係の情報や地方税関係情報など）を確認できるようになっています。（これを「情報連携」と言います。）

- 情報連携の内容は、あなた自身のマイナポータルで「どの地方公共団体等が、どのような事務で、あなたのどのような情報を確認したか（やりとり記録）」を、確認することができますが、以下に注意が必要です。

- 「小児慢性特定疾病医療費の給付に関する事務」における手続では、あなたの配偶者や同居する方の情報も確認することになるため、あなたの配偶者や同居する方が、自身のマイナポータルで、「あなたが鹿児島県で手続等を行っている」ことが伝わります。

このため、DVの被害や虐待等を受けて、本来の住所地と異なる場所に避難されている方や、そのおそれがある方については、県において、このやりとり記録等を加害者に知られないようにするなどの配慮を行うこともできますので、申請の際に、申し出てください。

- また、あなたのマイナンバーカードを配偶者の方が持っている場合や、マイナポータルの代理権を設定している場合、あなた自身の情報や、やりとり記録も伝わることとなります。

この場合も、あなた自身の情報や、やりとり記録を加害者に知られないようにすることもできますので、併せて、申し出てください。
(ただし、あなた自身も自身のやりとり記録を確認することはできません)

- なお、あなたのマイナンバーカードを、加害者が持っている場合は、あなたのマイナンバーカードを無効にする等もできますので、避難先の市町村役場に相談してください。